

## &lt; 特別支援学校 &gt;

校名	所在地	受電電圧 (V)	設備容量 (kVA)	最大電力 (kW)	小規模発電設備 (kW)	絶縁監視装置設置有無	備考
広島特別支援学校 (本校舎)	南区 出島四丁目1番1号	6,600	1,600	745	太陽光100 非常用160		
広島特別支援学校 (新校舎)	南区 出島二丁目33番44号	6,600	1,230	585	非常用120		

## 点検実施要領

電気工作物の巡視、点検及び測定・試験は、原則として次の基準により行うものとする。

## 1 点検の種類

日常巡視	主として対象工作物の運転中の目視等により、異常の有無を確認することをいう。
月次点検	主として工作物の運転中に行う点検、測定及び試験をいう。
年次点検	主として工作物の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験をいう。
精密点検	主要機器の経年劣化による事故を未然に防止するために、ケーブルの精密診断、遮断器・開閉器等の機能試験、変圧器の絶縁油試験・内部の点検等を行い、異常の有無を検査することをいう。
臨時点検	異常が発生した場合、若しくは発生のおそれがある場合の原因探求等をいう。
工事期間中の点検	設置又は変更の対象工作物の外観点検をいう。

## 2 点検の実施回数

日常巡視	管理責任者と協議の上、定めるものとする。
月次点検	毎月1回。ただし、絶縁監視装置を設置した場合、隔月1回とすることができる。
年次点検	1年に1回以上行うものとする。
精密点検	対象工作物の耐用年数を考慮しながら、必要に応じて3年～6年の周期で行うものとする。
臨時点検	必要の都度、行うものとする。
工事期間中の点検	毎週1回以上行うものとする。

## 3 点検の方法

日常巡視の外観点検	対象工作物全般について、次に掲げる項目を目視等により点検することをいう。 ア 引込設備と他物との接触の有無の確認 イ 受・配電設備の外観における異常の有無の確認 ウ 電気使用場所の設備において運用・運転時の異常の有無の確認
月次点検時の外観点検	次に掲げる項目について運転中の対象工作物を肉眼又は双眼鏡によるほか、音響、臭覚及び温度計等により点検することをいう。 ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 イ 電線と他物との隔離距離の適否 ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 エ 接地線等の保安装置の取付け状態
年次点検時の外観点検	上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。

## 備考

※年次点検は1年に1回以上実施し、経済産業省が定める「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」に明記された基準等に適合する場合は、協議の上、設備を運転中に行う点検（無停電年次点検）を3年に2回実施し、停電による年次点検を3年に1回以上とすることができる。ただし、無停電年次点検を実施するにあたっては、適合条件チェックリスト等を作成の上、管理責任者に確認し、所轄の産業保安監督部に提出し許可を得ること。



点検実施要領

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	精密点検	臨時点検
（非常用予備発電設備を含む）	原動機及び付属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度
	始 動 装 置	保護装置動作試験		○	○	
		始動停止試験	○	○※	○※	
	発電機、太陽電池設備及び励磁装置	外観点検	○	○	○	
		接地装置	発電電圧・周波数等測定	○	○	
	(接地線・保護管含む)	絶縁抵抗測定		○	○	
		蓄電池	接地抵抗測定		○	
	充電装置	液量点検	○	○	○	
	(負荷設備低圧機器等に準ずる)	電圧・比重・液温測定		○	○	
	開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受 電 設 備 に 準 ず る	同左	同左	同左	
予備蓄電池設備	蓄 電 池	外観点検	○	○	○	
	充 電 装 置	液量点検	○	○	○	
		(負荷設備低圧機器等に準ずる)	電圧・比重・液温測定		○	○
絶縁監視装置	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	設定値確認・検知動作試験	○	○	○		
	自動伝送試験	○	○	○		
	設定値の誤差確認		○	○		

備考

- 1 臨時点検及び精密点検は、受注者が必要と判断したとき、発注者の承諾を得て実施する。
- 2 必要の都度とは、過去の実績と使用環境状況を踏まえて、点検時期を任意に定めるものである。
- 3 負荷設備のうち特別機器とは、消防設備、昇降設備、密閉機器、自動制御装置、医療機器、その他これに類するもので、保守点検を行うために特別の資格や専門技術を必要とする設備、構造上点検ができない機器又は立入に危険を伴う場所に設置された電気設備等をいう。
- 4 △印を付した項目の点検は、専門技術又は同等の経験を有する者が実施する。
- 5 ※印を付した点検項目は、自動で起動及び停止を行うことを確認するものとする。